

八王子市立長沼小学校 いじめ防止基本方針

1 基本方針

- ・ 本市「いじめを許さないまち八王子条例」(H29,4,1)第6条(学校及び学校の教職員の責務)に基づき、いじめ防止等に取り組む。
- ・ いじめは人間として絶対に許されない人権侵害であるという基本的認識のもと、いじめを見逃さない・許さないという強い意識をもって全教職員が一致して対応する。
- ・ 学校体制としての組織的対応と諸機関との連携のもと、いじめの未然防止・早期発見と早期解決に努める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な影響を与える行為(インターネットを通じての行為等も含む)を受けたことにより、心身の苦痛を感じているもの。」とする。

3 未然防止や早期発見のための取組

- (1) 教職員がいじめの定義を確実に理解しておく。
- (2) 日々の児童の様子を組織的に把握し、ヒヤリ・ハットを見逃さない体制を作る。
- (3) 「八王子市いのちの大切さを共に考える日」を令和8年6月1日に設定し、かけがえのない子供たちの『いのち』の重さ、尊さを深く考える機会として、全学年・全学級で取り組む。また、保護者・地域も含め、大人も一緒に考える機会とする。
- (4) 全学級で、心のSOSを発信する授業(年間1回以上)・いじめ防止に関する授業(毎学期)を行うことにより、悩みを一人で抱え込むことがないようにするとともに、善悪を見極め、思いやりをもつ児童を育成する。
- (5) 特別な教科道徳の時間や本校の特色であるロング昼休み・縦割り活動を通して、人権教育の充実を図る指導を計画的に行い、児童に思いやりの心情を育成し、認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- (6) 毎学期1回、年3回の定期的なアンケートを実施するとともに、必要に応じ聞き取り調査を行う。

- (7) 「いじめ防止等の対策のための組織」に「学校いじめ対策委員会」を置き、組織的早期発見、早期解決に努める。
*構成メンバー 管理職・生活指導主任・コーディネーター・スクールカウンセラー
養護教諭・学級担任・専科教員・教務主任
*その他、必要に応じて事案ごとに編成をする。
- (8) 学校いじめ対策委員会を週1回、計画的に行うと共に、学校サポートチームと連携し、早期発見・早期解決に努める。
- (9) 毎年3・5年生全児童とスクールカウンセラーの面談を実施し、スクールカウンセラーによる相談活動の充実を図る。
- (10) スクールカウンセラーからの日誌や報告を管理職・生活指導主任が必要に応じて受け、状況を把握し一貫した指導に生かす。
- (11) 児童への情報モラルの指導を徹底するとともに、家庭への協力を依頼する。
「SNS長沼ルール」を周知する。
- (12) 学校非公開サイト等の有害情報の把握に努め、問題のある書き込みに対しては迅速な対応を図る。
- (13) 「子どもの見守りシート」を活用して、保護者からの情報も集め、いじめの芽を摘み取る。

4 発生時の対応

〈初期対応〉

- (1) 報告・連絡・相談の徹底
- ・ 疑われるときは学年、生活指導、管理職へ迅速な報告・連絡・相談をする。
 - ・ 「学校いじめ対策委員会」を中心に短期計画を立て、連携・協力して教職員が組織的に対応する。
- (2) 迅速な事実確認
- ・ 児童（当事者・周囲の者）から組織的に複数職員で聞き取りを行う。
 - ・ 聞き取った内容の整合性をとり、教職員・児童ともに一致した事実確認を行う。
- (3) 諸機関との連携
- ・ 必要に応じて学校サポートチームの召集、教育委員会や児童相談所、家庭支援センターなどの機関と連携し、協力を依頼する。
- (4) 重大事態への対処
- ・ 教育委員会と連携し、事実関係を明確にするための調査を行う。
 - ・ 教育委員会や警察、関係機関との連携した対応を行い、解決に向けて徹底した対応を図る。

〈児童対応〉

- ・ いじめを受けている児童の気持ちや状況改善を最優先とし、全教職員で確実に守り抜く姿勢を徹底する。
- ・ いじめを行った児童に対して「いじめは絶対に許されない。」と、毅然とした指導を続ける。
- ・ 必要に応じて学級や学年・学校全体で集会などを行い、いじめについて考えさせる。

〈保護者対応〉

- ・ 双方の保護者に、事実・指導事項・児童の様子を正確に伝える。
家庭訪問、学校での面談、電話、連絡帳など連絡の方法をよく考えて選択するが、事態が重いものは実際に会って話をする。
- ・ 保護者との面談、保護者同士の面談、臨時保護者説明会など必要に応じて設定する。
いじめを受けた保護者の心情を重視する。
- ・ 保護者の気持ちを尊重し、互いに協力体制のとれる関係を築くよう努め、『共育』（ともいく）につなげていく。
- ・ 保護者または説明会では学校ができることとできないことを明確にし、分かっている事実のみの短期的対応策を示す。
その後、中、長期的な方針を述べる等、段階的に具体的な対応策を示す。

〈教職員等〉

- ・ 必ず事態を改善、解決させ長期的に見守りを続けるという強い姿勢で対応する。
- ・ 職員夕会などを活用し、全教職員に指導方針の周知・共有化を徹底する。必要に応じて見守り体制や補教体制を組む。
- ・ 学校サポートチームを活用し、地域・関係機関からの児童・保護者への具体的な支援、指導を進める。
- ・ PTA や学校運営協議会で、事実や指導内容・進行状況を説明し、地域での見守り等の協力を依頼する。

〈その他〉

- ・ いじめを行っていた児童については、望ましい人間関係の構築のための指導を継続していく。必要に応じて、関係諸機関（警察、児童相談所、医療機関等）との連携を図る。
- ・ 教職員のいじめに関わる指導力・対応力の向上をめざして校内研修の充実を図る。
- ・ いじめが収束したと思っても、2日後、1週間後、1か月後、3か月後、進級時などに本人や保護者に現状確認をする。
- ・ 日時、該当児童、指導内容、保護者連絡日時・内容等記録を週ごとの学習計画案等に残す。
- ・ 「いじめ防止基本方針」を学校 HP に掲載する。